

8 福祉障施第 1 0 3 6 号
令和 8 年 9 月 4 日

各障害者・障害児施設 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課長
(公印省略)

令和9年度障害者(児)施設の防災・減災対策推進事業にかかる
補助協議について(周知)

日頃より、東京都の障害福祉施策の推進につきまして、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件について、都では障害者・障害児施設における緊急災害時用の非常用自家発電設備及び給水設備の整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等を対象とした、社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金(国庫補助金)の令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算の成立を前提として、国庫補助協議の実施を予定しています。

つきましては、標記事業にかかる補助協議を希望される障害者・障害児施設におかれましては、以下のとおり関係書類の提出をお願いします。

記

1 事業名

「令和9年度障害者(児)施設の防災・減災対策推進事業」

2 補助要綱名

「障害者(児)施設整備費補助要綱(障害者施設等・障害児施設)」

3 補助対象施設

障害者(児)施設整備費補助要綱第3に定める障害者支援施設・障害児入所施設、共同生活援助事業所、短期入所、生活介護等(ただし、公立施設は除く。)

4 補助対象事業

- (1) 緊急災害時用の自家発電設備の整備
- (2) 緊急災害時用の給水設備の整備
- (3) 安全点検の結果、問題があるブロック塀等(組積造又はコンクリートブロック造)の改修※
※(3)については、「8 協議にかかる主な注意事項」(6)を参照してください。

5 補助基準

- (1) 国基準により、基準額と対象経費の実支出額(ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額)を比較して少ない方の額に、4分の3の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助します。
- (2) 緊急災害時用の自家発電設備及び給水設備の整備は、国基準により、総事業費が500万円以上であること。ただし、内示後に実施する入札の結果、総事業費が上記補助基準額を下回った場合は、補助金の交付はありません。

- (3) ブロック塀等改修は、国基準により、総事業費が①入所施設にあつては100万円以上、②通所（利用）施設にあつては30万円以上であること。（共同生活援助事業所、短期入所事業所については通所（利用）を適用します。）ただし、内示後に実施する入札の結果、総事業費が上記補助基準額を下回った場合は、補助金の交付はありません。

6 協議の手順

(1) エントリーシート

補助協議を希望する施設からエントリーシートの提出をお願いします。

エントリーシートを提出いただいた施設宛に都の担当者から補助対象の内容について確認の御連絡を行います。

ア 提出書類

「別紙「令和9年度障害者（児）施設の防災・減災対策推進事業に係る補助協議エントリーシート」

イ 提出期限

令和8年9月18日（金曜日）

ウ 提出先及び提出方法

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課生活基盤整備担当 伊東 宛
Miwa_Ito@member.metro.tokyo.jp

電子メールにてご送付ください。

※メール後、送達確認のための電話連絡をお願いいたします。

(2) 補助協議に関する書類の提出

エントリーシートの確認後、補助協議に関する書類の提出をお願いします。

ア 提出書類

(ア) 協議書類 1部

A4サイズ片面で紙に印刷し、フラットファイルに閉じたもの

(イ) データー式

協議書のデータをzip型式にしたものをメールにてご送付ください。（※）

※ メールでの送付が難しい場合は、大容量転送サービスのURLを個別に御案内いたしますので、都の担当者（エントリー後に個別にご連絡いたします。）へご連絡ください。

イ 提出期限

令和8年10月9日（金曜日）

ウ 提出先

東京都福祉局 障害者施策推進部 施設サービス支援課 生活基盤整備担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎28階北

7 主なスケジュール（予定）

8年	9月18日（金）	事業者	エントリーシート提出
	10月9日（金）	事業者	協議書提出
	10月中旬～	都	協議書審査、現地確認 ※随時、選定委員会審査等
9年	1月前半	都	国宛て協議書提出
	3～4月頃	都	国内示後事業者宛内示 工事事業者選定入札事務説明会

4月以降、翌年3月	事業者	工事業者選定入札事務 補助金交付申請、工事
	都	竣工検査
4月～5月	事業者	実績報告、補助金請求※9年度内も可

8 その他

- (1) 本件は、社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金の令和8年度補正予算及び令和9年度当初予算の成立を前提とした国庫補助協議です。予算の確保ができない場合、補助協議ができないことがあります。あわせて、都による補助金の交付は、国からの内示があった場合に限りします。
- (2) 実際の工事、都補助時期は工事業者選定後になるため、令和9年6月頃以降になります。
- (3) 補助対象設備は、自己所有に限りします。
- (4) 整備区分は大規模修繕等に該当するため、増築等の整備は対象外となります。
- (5) 対象事業の妥当性及び法人としての適格性を、社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領に基づき、審査を行います。令和9年度障害者（児）施設整備費補助事業と同様の手続きとなります。
- (6) ブロック塀等の改修工事について
 - ア 解体撤去のみの工事は補助対象外となります。
 - イ 安全点検の結果、問題があるものに限りします。（平成30年6月21日付国住指第1130号「建築物の既設の塀の安全点検について」の別紙1「ブロック塀の点検のチェックポイント」【協議書提出書類No.2-8】の項目にて不適合がある場合。）
 - ウ ブロック塀等に代わり、別構造のフェンス等への改修は認められますが、既存ブロック塀等と比較して過剰な改修整備はしないこと。また、植栽、生垣等は、補助対象外となります。
- (7) 工事業者は、都の入札マニュアルに基づき、決定することとなります。
- (8) 内示前の工事請負契約及び工事は、補助の対象外となります。
- (9) 福祉避難所の指定を受けている又は指定を受ける見込みの施設については、それが分かる根拠資料を協議書に添付してください。

【問合せ先】

東京都 福祉局 障害者施策推進部
施設サービス支援課 生活基盤整備担当
電話：03-5320-4152